

千葉県告示第390号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年5月8日

千葉市長 神谷 俊一

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称 寒川町三丁目町内会

(2) 所在地 千葉市中央区寒川町3丁目202番地3

(3) 代表者 氏名 土屋 多吉

住所 千葉市中央区寒川町2丁目128番地22

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の変更

ア 代表者氏名

「増田 義雄」を「土屋 多吉」に改める。

イ 代表者住所

「千葉市中央区寒川町3丁目110番地」を

「千葉市中央区寒川町2丁目128番地22」に改める。

(2) 変更の年月日

令和7年4月13日

(3) 変更の理由

任期満了